

浮魚礁敷設承認取扱要領

(平成11年3月15日漁調委第97号)

(承認対象者)

第1 承認の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 沖縄県
- (3) 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が特に認めた者

(自主調整協議会の設置)

第2 第1(1)及び(3)に規定する者は、敷設漁場の相互調整を図るため関係地区(別表)ごとに浮魚礁自主調整協議会(以下「協議会」という。)を設置しなければならない。

(承認申請)

第3 承認の申請は次のとおりとする。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする場合は、敷設する浮魚礁ごとに浮魚礁敷設承認申請書(様式第1号)を、第1(1)及び(3)に規定する者は、所在市町村の長を経由して、第1(2)に規定する者は直接、委員会へ提出しなければならない。
- (2) 敷設した浮魚礁が承認位置より半径2海里を越えて移動した場合は、浮魚礁敷設移動承認申請書(様式第1-2号)を第1(1)及び(3)に規定する者は、所在市町村の長を経由して、第1(2)に規定する者は直接、委員会へ提出しなければならない。
- (3) 申請にあたっては、協議会の同意書を添付しなければならない。

(承認期間)

第4 浮魚礁の敷設期間は3年以内とする。

(承認証の交付)

第5 委員会は、浮魚礁の敷設を承認したときは、承認証(第3号様式)を交付する。

(敷設場所の制限)

第6 委員会は、船舶の錯綜する航路すじ付近及び漁業調整上支障をきたすと思慮される場所への敷設を制限することができる。

(承認の制限又は条件)

第7 浮魚礁の敷設の承認にあたっては次の制限又は条件を付す。

(1) 操業上の留意事項

ア 浮魚礁を利用して営む漁業の範囲は、大方半径1海里の周辺海域とし、いたずらに他の漁業の操業を妨げないように注意しなければならない。

イ 敷設者の承認を受け操業をするものは、操業の際、敷設者の定める承認の旗を掲げなければならない。

(2) 漁具の標識

浮魚礁には、昼間にあつて第4号様式による漁具の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を見やすい場所に設置しなければならない。(中層魚礁は除く。)

(3) 作業届の提出

浮魚礁を敷設する場合は、第5号様式による作業届を所轄の海上保安本部

に提出しなければならない。

(4) 敷設(流失)届の提出

浮魚礁を敷設した場合及び敷設した浮魚礁が流失した場合は、速やかに、第6号様式による浮魚礁敷設(流失)届を委員会に提出しなければならない。

(5) 浮魚礁利用実績報告書の提出

承認を受けた者は、毎年4月30日までに、第7号様式による浮魚礁利用実績報告書を委員会に報告しなければならない。

(承認の変更又は取り消し)

第8

(1) 漁業調整のため必要があると認めるときは承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付すことがある。

(2) 承認を受けたもののうち、敷設予定がないものについては浮魚礁敷設承認取消申請書(第8号様式)を委員会へ提出しなければならない。

(3) 第5に規定する承認証の内容若しくは第7に規定する承認の制限若しくは条件に違反した場合又は承認の日若しくは流失判明の日から1カ年敷設しないものについては、承認を取り消すことがある。

付則

この要領は、平成11年3月15日から施行し、平成12年11月4日までとする。

なお、平成11年3月15日現在承認されている浮魚礁については、その日以降各漁業協同組合で最初に確認した実際の敷設位置を届け出るものとし、当該敷設位置を委員会において承認された位置とみなす。

別表

関係地区名	協議会名称	構成者
沖縄本島 北西地区	第1ブロック浮魚礁 自主調整協議会	伊平屋村漁協、伊是名漁協、国頭漁協、 本部漁協、名護漁協、伊江漁協、恩納漁協、 今帰仁漁協、羽地漁協、読谷村漁協 及び委員会が特に認めた者
沖縄本島 南西地区	第2ブロック浮魚礁 自主調整協議会	北谷町漁協、浦添宜野湾漁協、 那覇市沿岸漁協、那覇地区漁協、 沖縄県近海鮪漁協、久米島漁協、渡嘉敷漁協、 座間味漁協、渡名喜村漁協、糸満漁協 及び委員会が特に認めた者
沖縄本島 東地区	第3ブロック浮魚礁 自主調整協議会	港川漁協、知念村漁協、佐敷中城漁協、 与那原・西原町漁協、沖縄市漁協、南原漁協、 勝連漁協、与那城町漁協、石川市漁協、 金武漁協、宜野座村漁協 及び委員会が特に認めた者
先島地区	第4ブロック浮魚礁 自主調整協議会	平良市漁協、池間漁協、伊良部町漁協、 八重山漁協、与那国町漁協 及び委員会が特に認めた者